

【遺伝情報による不当な差別等への対応の確保（保険分野における対応）】

- 問1 損害保険の引受・支払における遺伝情報の取扱について教えてください。
- 問2 遺伝カウンセリングや遺伝学的検査を受けた場合、告知する必要があるでしょうか。
- 問3 遺伝学的検査を受けた場合、その検査結果により損害保険に加入することができなくなることはあるでしょうか。
- 問4 先天性疾患や遺伝性疾患である場合、損害保険に加入することはできるでしょうか。
- 問5 遺伝性疾患である場合、保険金や給付金は支払われるでしょうか。
- 問6 遺伝性乳癌卵巣癌症候群（HBOC）と診断された場合、損害保険に加入することはできるでしょうか。
- 問7 遺伝学的検査の結果、HBOCと診断されたため、入院してリスク低減切除術を受けました。がんは発症していませんでしたが、「がん入院保険金等」は支払われるでしょうか。
- 問8 損害保険の引受・支払における遺伝情報の取扱に関する相談は、どこに問い合わせればよいでしょうか。

問1 損害保険の引受・支払における遺伝情報の取扱いについて教えてください。

(回答)

- 損害保険の引受・支払においては、告知書や診断書等に記載された内容等に基づき、客観的・合理的かつ公平に判断を行い、人権尊重を基本とした取扱いを行っております。
- また、損害保険の引受・支払において、遺伝学的検査（※）結果の収集・利用は行っていません（引受・支払の判断は、実際に発症している症状等に基づいて行っています）。
- 本取扱いについては、医療の進歩や社会的な議論の成熟等、環境や情勢の変化に応じ、新たな課題が認識された場合等には、見直しを行うことを含め適時適切に対応して参ります。
- ただし、上記見直し時点までは本取扱いを維持いたします。

※日本医学会「医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン（2022年3月改定）」の定義による。

問2 遺伝カウンセリングや遺伝学的検査を受けた場合、告知する必要があるでしょうか。

(回答)

- 一般的に、告知日から3か月以内に医師による問診・診察・検査・治療・投薬を受けている場合や、その場合の病名、手術名、診療機関、検査結果などは告知の対象となります。
- そのため、医療機関で医師による遺伝カウンセリングや遺伝学的検査を受けた事実があれば告知対象となり得ます（具体的な告知事項※は保険会社や保険種類等によって異なります）。
- ただし、遺伝学的検査の結果については告知いただく必要はなく、仮に告知いただいたとしても引受には利用いたしません。

※告知事項とは、保険事故発生の可能性に関する重要な事項のうち、損害保険契約の締結に際し、保険会社が契約者または被保険者に告知を求める事項です。

問3 遺伝学的検査を受けた場合、その検査結果により損害保険に加入することができなくなることはあるでしょうか。

(回答)

○遺伝学的検査の結果について告知いただく必要はなく、仮に告知いただいたとしても引受には利用いたしません。また、遺伝学的検査を受けたという事実のみで保険にご加入できなくなるということはありません。

○ただし、すでに何らかの異常が発見されているなどの事実がある場合（遺伝学的検査の結果を除きます）、または何らかの疾病が発症している場合、それらによって保険にご加入いただけなかったり、何らかの特別条件が付加される場合がございます。

○なお、ご加入をお断りする基準や特別条件の付加については、保険会社や保険種類等によって異なります。

問4 先天性疾患や遺伝性疾患である場合、損害保険に加入することはできるでしょうか。

(回答)

○先天性疾患や遺伝性疾患であるという事実だけをもってご加入をお断りすることはございません。

○ただし、すでに何らかの異常が発見されているなどの事実がある場合、または何らかの疾病が発症している場合、それらによって保険にご加入いただけなかったり、何らかの特別条件が付加される場合がございます。

○なお、ご加入をお断りする基準や特別条件の付加については、保険会社や保険種類等によって異なります。

問5 遺伝性疾患である場合、保険金や給付金は支払われるでしょうか。

(回答)

○遺伝性疾患であることを理由として、お支払いにおいて不利益な取扱をすることはございません。

○ただし、ご加入後早期に保険金や給付金をご請求される場合は、遺伝性疾患であるか否かに関わらず、保険会社は、責任開始時前に疾病を発症されていたのか否かを確認する必要があります。このため、いつ症状が現れていたのか、どのような検査を受け、いつ病名が診断されたのか、どのような治療を受けてこられたのか、などを確認させていただく場合がございます。

○なお、この場合においても、遺伝学的検査結果を確認するものではございません。

問6 遺伝性乳癌卵巣癌症候群（HBOC）と診断された場合、損害保険に加入することはできるでしょうか。

(回答)

○HBOCであるという事実だけをもってご加入をお断りすることはございません。

○ただし、すでに経過観察中に何らかの異常が発見されているなどの事実がある場合、またはご本人ががんを発症している場合、それらによって保険にご加入いただけなかったり、何らかの特別条件が付加される場合がございます。

問7 遺伝学的検査の結果、HBOCと診断されたため、入院してリスク低減切除術を受けました。がんは発症していませんでしたが、「がん入院保険金等」は支払われるでしょうか。

(回答)

- 一般的に、がんを補償対象とする保険では、約款に定める「対象となるがん」に罹患し、医師の病理組織学的所見（生検）により診断確定されることが、支払事由となっています。
- そのため、がん未発病のHBOCと診断され、リスク低減切除術を受けただけでは、約款に定める「対象となるがん」と医師により診断確定されていないため、「がん入院保険金等」のお支払い対象外になると考えられます。
- ただし、手術後の病理検査で、がんが診断確定された場合は、病理診断が記載された診断書を提出いただければ、お支払いの対象になると考えられます。
- なお、保険会社や保険種類等によって約款の定めが異なるため、結論が異なる可能性があります。

問8 損害保険の引受・支払における遺伝情報の取扱いに関する相談は、どこに問い合わせればよいでしょうか。

(回答)

- 損害保険の引受・支払における遺伝情報の取扱いについてのご相談は、お客さまがご加入されている損害保険会社の本社相談窓口にお問い合わせください。なお、日本損害保険協会に設置している相談窓口でもご相談をお受けしていますので、ご利用ください。

▶ [損害保険会社の相談窓口一覧](#)

▶ [そんぽADRセンターのご案内](#)

- ・受付時間 9:15～17:00（土・日曜、祝日および12/30～1/4を除く）
- ・お電話でのご相談 TEL：0570-022808（ナビダイヤル・通話料有料）

または

03-4332-5241（ADR 東京）、06-7634-2321（ADR 近畿）